

地方創生港整備推進交付金交付要領

平成28年4月20日
28水港第48号
国港総第6号
(最終改正) 令和5年3月30日
4水港第2497号
国港総第703号

水産庁長官
国土交通省港湾局長

第1 通則

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第5条第4項第1号ロ（3）に規定する事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成17年政令第151号）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付け府地創第414号、府地事第878号内閣府事務次官、4農振第2457号農林水産事務次官、国総政第31号国土交通事務次官及び環境適発第2301251号環境事務次官依命通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年運輸省令第36号）、地方創生港整備推進交付金交付要綱（令和3年4月1日付け2水港第2703号農林水産事務次官及び国港総第730号国土交通事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、その他法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付先等

法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である市町村が、法第5条第16項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設の整備を行う場合、当該市町村を、適正化法第2条第5項の間接補助事業者等とし、当該市町村が属する都道府県を、交付金の交付先とする。なお、この場合の認定地域再生計画は、当該都道府県及び当該市町村が共同して作成するものとする。

第3 交付申請

要綱第9に定める交付申請書の様式は別紙1のとおりとし、水産庁又は国土交通省地方整備局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総

合事務局)へ必要な書類を添えて提出するものとする。なお、北海道にあつては、農林水産大臣は、国土交通省北海道開発局長(以下「北海道開発局長」という。)が受理した申請書について、北海道開発局長から依頼を受け交付決定をする場合には、北海道開発局長宛てに通知するものとする。

第4 変更交付申請

要綱第10に定める交付決定変更申請書の様式は別紙2のとおりとし、その手続は第3の規定を準用する。

第5 申請の取下げ

要綱第11の申請取下書の様式は、別紙3のとおりとする。第3の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第6 遂行状況報告

要綱第12に定める遂行状況報告書の様式は別紙4のとおりとし、その手続は第3の規定を準用する。

第7 実績報告

要綱第13に定める実績報告書の様式は別紙5又は別紙6のとおりとし、その手続は第3の規定を準用する。

第8 事業の適正な実施

第2の規定により都道府県を交付金の交付先とした場合であつて、市町村長が要綱第6の2に規定する事業の進捗率の変更、又は第6の3に規定する交付金の他の施設への充当を行おうとするときには、当該都道府県知事に対し事前にその内容等を報告し、事業の適正な実施に努めなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月20日から施行する。
- 2 港整備交付金交付要領(平成17年4月22日付け17水港第642号水産庁長官及び国港管第54号国土交通省港湾局長通知。以下「旧要領」という。)は、廃止する。ただし、平成27年度以前の予算に係る旧要領に基づく事業については、なお、従前の例による。
- 3 地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)による改正前の法第13条第2項第3号に基づく港整備交付金についても、第1に規定する交付金として交付するものとする。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 水港第 2 7 0 0 号水産庁長官及び国港総第 7 3 2 号国土交通省港湾局長通知）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 水港第 2497 号水産庁長官及び国港総第 703 号国土交通省港湾局長通知）

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和 4 年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。